

第七條 日給社員ノ日曜日並ニ公休日前日ノ早退ニ對シ其ノ

日曜日並ニ公休日ノ日給支給ニ關シテハ慎重考慮ノ上約

一ヶ月後ニ之ヲ改正實施スルコト

第七條 日曜日並公休日前日ノ早退ニ對シ其ノ日曜日並公休日ノ  
給料ヲ支給スルコト(日給者ニ付シ)

第八條 今回ノ退職者三十七名ニ對シ現行規定ノ自己都合

ニ依ル退職金額及ヒ特ニ各自ノ實収入十四日分ヲ支給スル

外右辭職者全般ニ對シ金五千圓ヲ支給スルコト